

第一種フロン類充塡回収業者登録更新通知書

環政第1-182号 令和3年9月24日

住所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

氏名 パナソニック産機システムズ株式会社

代表取締役

稲継 哲章

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項の規定により、 登録の更新を行ったことを通知します。

静岡県知事 川勝

登録番号	静岡 101337	登録年月日	令和3年9月26日 (西暦2021年9月26日)		
		有効期間満了年月日	令和8年9月25日 (西暦2026年9月25日)		
事業所の名称		特定製品の 種類(注)	フロン類の種類		
事業所の所在地			CFC	HCFC	HFC
1 パナソニック産機システムズ株式会社 中部支店(静岡)		回収(1)	0	0	0
		回収(2)	0	0	0
		回収(3)	0	0	0
静岡県静岡市駿河区高松2-26-10		充塡(1)	0	0	0
		充塡(2)	0	0	0
2 パナソニック産機システムズ株式会社 中部支店		回収(1)	0	.0	0
		回収(2)	0	0	0
		回収(3)	0	0	0
愛知県名古屋市中 ビル4階	区丸の内1-17-19 キリックス丸の内	充塡(1)	0	0	0
し / レ 4) 伯		充塡(2)	0	0	- 0

全2事業所

(注)特定製品の種類:

(1) エアコンディショナー((3) に該当するものを除く。)(2) 冷蔵機器・冷凍機器 ((3) に該当するものを除く。)(3) フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品

様式第2 (第11条関係)

第一種フロン類充塡回収業者変更届出書

令和 3年 9月 13日

静岡県知事 川勝 平太 様

(郵便番号) 131-0045 住 所 東京都墨田区押上1-1-2 氏 名 パナソニック産機システムズ株式会社 代表取締役 稲継 哲章 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-6364-3434 登録番号 静岡101337

第一種フロン類充塡回収業者に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧	
	(事業所名称の変更) 1パナソニック産機システムズ株式会社 中部支店(静岡)	1パナソニック産機システムズ株式会社 中部支店 静岡営業所	
変更の内容	2パナソニック産機システムズ株式会社中部支店	2パナソニック産機システムズ株式会社 中部支店	
変更理由	・令和3年4月1日より事業所名変更のため		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



誓 約 書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律第29条第1項の各号に該当しない者であることを 誓約します。

2021年 9 月 / 3日

申請者 東京都墨田区押上 1-1-2 パナソニック産機システムズ株式会社 代表取締役 稲継 哲章

静岡県知事 川勝 平太 様

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 抜粋

- 第二十九条 都道府県知事は、第二十七条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品へのフロン類の充填を適正に実施し、及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定(引取業者(使用済自動車再資源化法 第二条第十一項に規定する引取業者をいう。第七十一条第二項及び第八十七条第二号において同 じ。)、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等(使用済自動車再資源化法第二条第十六 項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。)に係るものに限る。第五十一条第二号ロ及 び第六十四条第二号ロにおいて同じ。)又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 三 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない 者
 - 四 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類充塡回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
 - 五 第三十五条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 六 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの。